

## 群馬県公文書等管理委員会設置に伴う対応

名称	群馬県立文書館運営協議会	群馬県公文書等管理委員会
発足	昭和57年	令和2年7月
設置 根拠	群馬県立文書館の管理運営に関する規則 群馬県立文書館運営協議会要綱	群馬県公文書等の管理に関する条例
目的	<p>文書館の運営を円滑にするため設置。</p> <p>協議会は、文書館の運営に関し、館長の諮問に応じ、意見を述べる。</p>	<p>健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源である公文書等の適切な管理に関して、専門的・第三者的な見地から調査審議を行うため設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特定歴史公文書等の利用請求に係る審査請求</li> <li>○規則又は教育委員会規則の制定又は改廃</li> <li>○公文書管理規程</li> <li>○特定歴史公文書等の廃棄</li> </ul> <p>について調査審議を行い、知事・実施機関に対し答申を行う。</p>

古文書の収集・公開

特定歴史公文書等移管受入、整理、閲覧審査

IPM

重要文化財等の適正管理

書庫の収蔵計画

デジタル化への対応

閲覧室のサービス充実

古文書講座、展示、レファレンス

学校連携

文書調査